

岐阜県公報

目 次

人事委員会規則

事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会)

人事委員会訓令甲

岐阜県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

(人事委員会)

号 外 (一) 平 成 二 十 九 年 三 月 三 日

人事委員会規則

事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第六号

事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則

事務局長に対する権限の委任に関する規則（昭和五十一年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第十三号中「四年未満」を「が四年未満（本庁課長（昇任の場合に限る。）及び」に、「者」を「場合」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会訓令甲

岐阜県人事委員会訓令甲第一号

事務局一般

岐阜県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

岐阜県人事委員会事務局処務規程（昭和三十年岐阜県人事委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「四年未満（）」を「が四年未満（本庁課長（昇任の場合に限る。）及び「に、「者」を「場合」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十九年三月三日から施行する。

平成二十九年三月三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編 集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社